

# 18歳意識調査 「第37回 - 憲法前文 -」要約版

---

日本財団 2021年5月21日

# 目次

調査概要	3
これまでに憲法前文を読んだ経験	5
憲法前文を読んだ時期	6
憲法前文の内容は分かったか	7
憲法前文の内容は分かりやすかったか	8
分かりにくかった点・分からない点	9
憲法の「三原則」が読み取れたか	10
「基本的人権の尊重」の言葉を前文に明記すべきか	11
憲法前文は手直しが必要か	12
固有の価値としての歴史・伝統・文化等を前文に明記すべきか	13
憲法前文に明記すべき項目	14

# 調査概要「18歳意識調査」 - 憲法前文 -

**調査対象** 全国の17歳～19歳男女

**回答数** 1000  
※下記の割付にて回収

	17歳	18歳	19歳	計
男性	166	167	167	500
女性	166	167	167	500
計	332	334	334	1000

**調査除外** 下記の関係者は調査から除外  
印刷業・出版業/マスコミ・メディア関連/  
情報提供サービス・調査業/広告業

**実施期間** 2021年4月15日（木）～4月19日（月）

**調査手法** インターネット調査

※注記：本編の図表の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

# 要約

---

# これまでに憲法前文を読んだ経験

読んだことが「ある」、「ない」がともに40.1%。

Q これまでに憲法前文を読んだ、あるいは読んだ記憶がありますか。(n=1000)

【参考画像】

【日本国憲法 前文】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

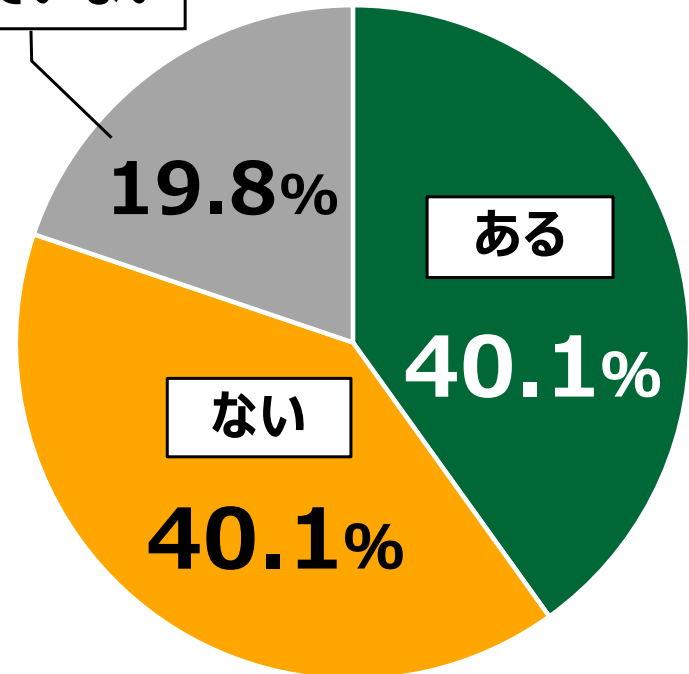
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(注)憲法前文に関しては、その性格から、個々の表現の解釈まで多くの意見がありますが、一般的には憲法の基本原則や理念を宣言した内容と理解されています。ただし、どちらかというところ訳調の文体、各条文との関係など多くの議論があります。憲法は国の基本となる「最高法規」であり、学習指導要領も憲法に関する教育を小学校、中学校、高等学校の各段階に応じて行うよう定めています。

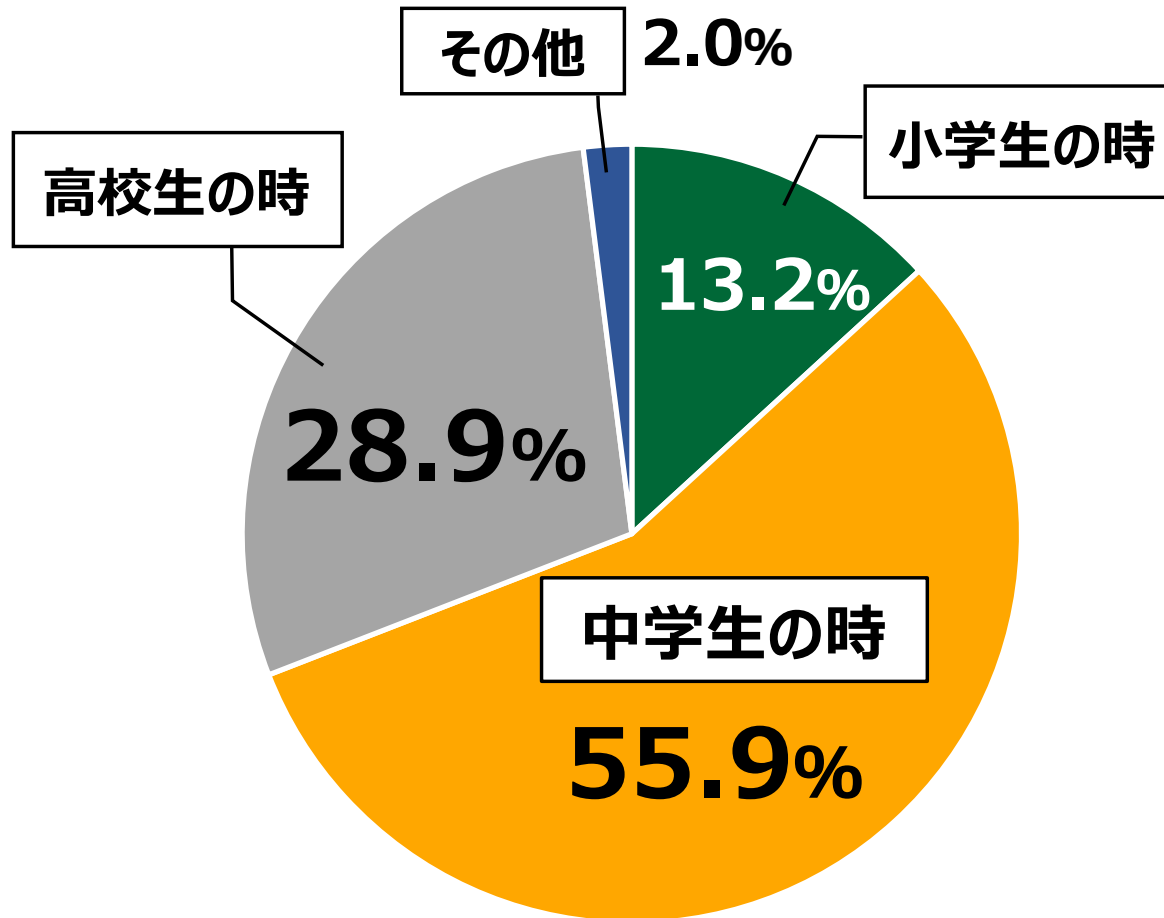
覚えていない



# 憲法前文を読んだ時期

「中学生の時」が最も多く55.9%。次いで「高校生の時」が28.9%。

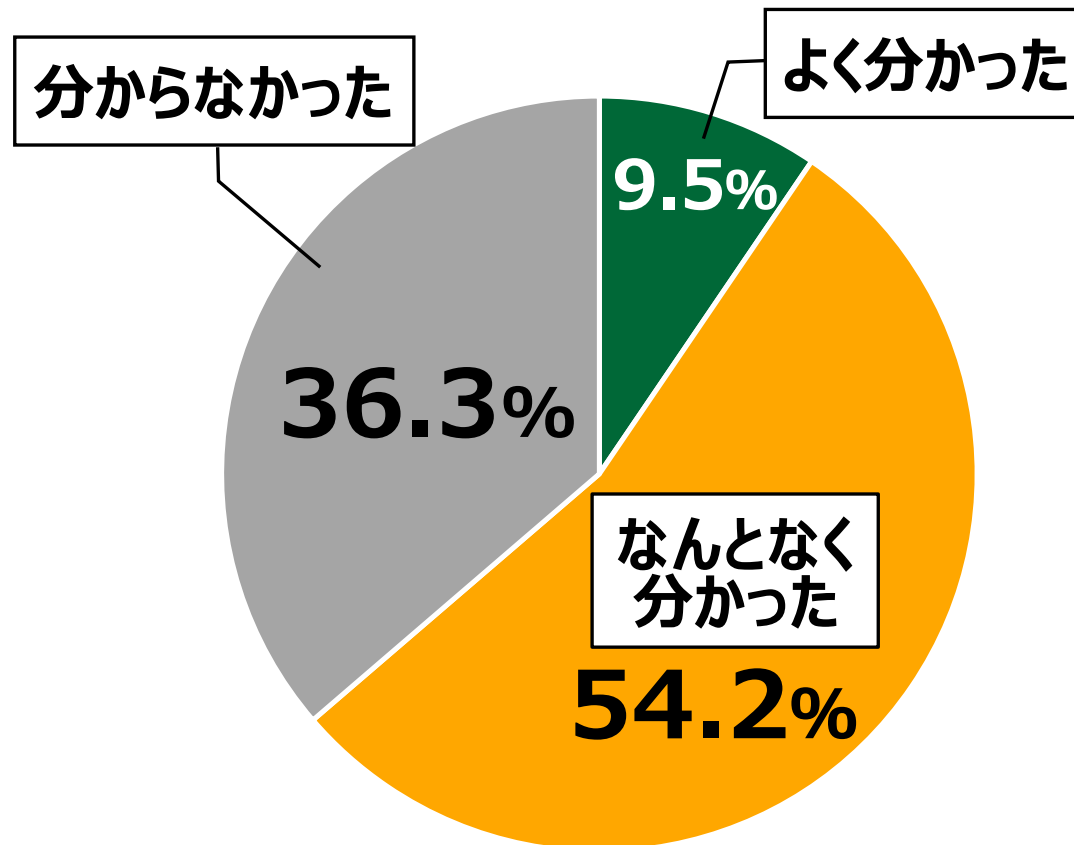
■ 憲法前文を読んだ経験が「ある」回答者  
Q それはいつですか。(n=401)



# 憲法前文の内容は分かったか

「なんとなく分かった」という回答が最も多く54.2%。「よく分かった」（9.5%）も含めて63.7%の人が「分かった」と回答。

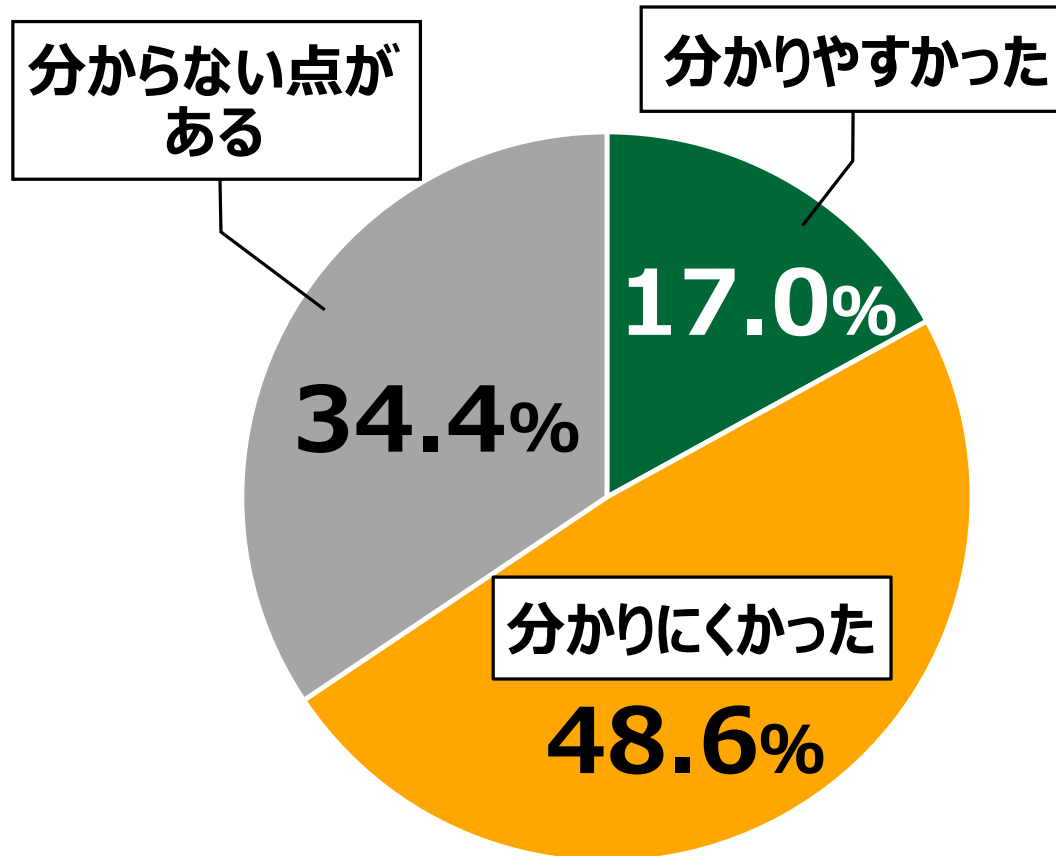
Q 読んでみて、その内容が分かりましたか。（n=1000）



# 憲法前文の内容は分かりやすかったか

「分かりにくかった」が48.6%、「分からない点がある」が34.4%。「分かりやすかった」は17.0%にとどまる。

Q 前文の文章は分かりやすかったですか、それとも難解でしたか。(n=1000)





# 分かりにくかった点・分からない点

- ・「分かりにくかった」・「分からない」点として、「意味のわからない単語が出てきたところ。」「言葉が難しく、また堅苦しいため、理解に苦しんだ」「難しい言葉が使われているところ」など、難しい単語や言葉遣いが多く用いられている点や、「現代の言葉じゃ使わない、昔の言葉がたくさん使われている点。」「文章が現代の日本人が使用する口語体ではないので、難しかった。」など普段使わない言葉や古い言い回しが用いられている点が多く挙げられた。
- ・ほか、「長文だからまず読む気が湧きません。」「文章が長すぎて結局何を伝えたいのかが分からない」など文章が長いという意見や、「視覚的に見にくい」「文字が多すぎて見にくい」など、視覚的にも読みにくいという声も挙げられた。

## ■「分かりにくかった」「分からない点がある」回答者

Q「分かりにくかった」「分からない点がある」のは、どんなところですか。（自由回答抜粋・原文のまま掲載）(n=830)

### 単語や言葉遣いが難しい／堅苦しい表現

- ・意味がわからないものがあった（男性）
- ・意味のわからない単語が出てきたところ。（女性）
- ・言い回しが難しく全体的に何が言いたいのかわからなかった（男性）
- ・言葉が少し難しく難解だった（女性）
- ・言葉が難しい（女性）
- ・言葉が難しく、また堅苦しいため、理解に苦しんだ（女性）
- ・言葉づかいが堅苦しい（男性）
- ・言葉の意味が理解出来ないこと（男性）
- ・言葉遣いが難しいところ（女性）
- ・言葉遣いや言い回しが難しい部分がある。（男性）
- ・語句が難解だったり、意味がわからなかったりする（女性）
- ・使われている言葉が難解。込められている内容が多すぎて、読んでいううちに前の内容を忘れる。（男性）
- ・難しい言葉が使われているところ（男性）
- ・難しい言葉の羅列（女性）
- ・難しい単語を並べられていて難しかった（女性）
- ・文章が堅苦しい（男性）
- ・理解が難しい単語が多く使われている点。（女性）

### 普段使わない言葉や古い言い回し

- ・現代の言葉じゃ使わない、昔の言葉がたくさん使われている点。（男性）
- ・言い回しが古くから（男性）
- ・難しい言葉や普段聞き慣れない言葉が使われている点。（女性）
- ・日常ではあまり聞かない日本語が多く、意味を推測して文を読まなければならなかったところ。（男性）
- ・表現がやや古風であること、格式高いこと。分かりにくいというよりはやや読みにくいと言ったほうがよい。（男性）
- ・普段使わない日本語が多かった点（女性）
- ・文章が現代の日本人が使用する口語体ではないので、難しかった。また、カタカナや漢字が入り混じていたのもその要因の一つです（男性）

### 文章が長い

- ・ひとつの文が長すぎる（女性）
- ・具体的に国民にどのような生活態度を取って欲しいのかが分かりにくい。全体的に文章を短くした方が良いと思う。（男性）
- ・長い文章で難しい言葉で書いてあって読みにくい（女性）
- ・長文だからまず読む気が湧きません。（女性）
- ・文が長いせいで何を言ってるのかわからなくなっていた。（女性）
- ・文章が長すぎて結局何を伝えたいのかが分からない（女性）

### 読みにくい／見にくい

- ・視覚的に見にくい（男性）
- ・読みにくい（女性）
- ・文字がずらっとただ並べてあるところ（女性）
- ・文字が小さい（女性）
- ・文字が多くて読む気がしない（男性）
- ・文字が多すぎて見にくい（女性）

### 遠回しな表現／抽象的な表現

- ・遠回しというか、直ぐに分らない点が多い（男性）
- ・遠回しに言いすぎている（女性）
- ・回りくどい言葉ばかりなところ（女性）
- ・抽象的な表現が多い（女性）
- ・表現の仕方が回りくどく感じるところがある（女性）

### 漢字が難しい

- ・漢字が多いところ（女性）
- ・漢字や言葉が難しい。（女性）
- ・難しい漢字が多い（男性）

## 【分かりにくかった点・分からない点「自由回答集」】

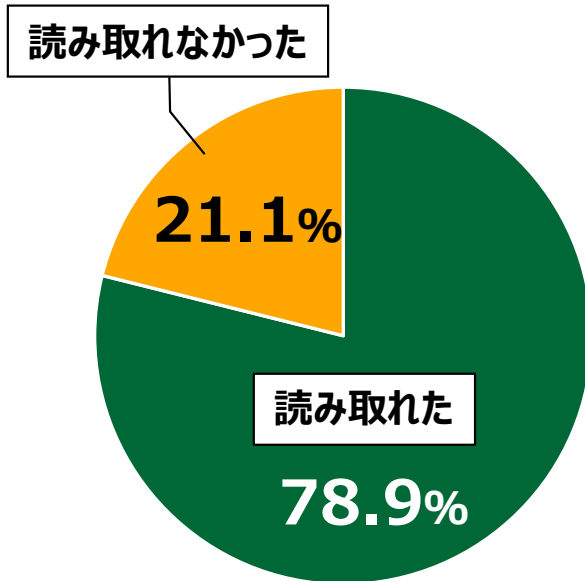
日本財団公式webサイトに掲載 [https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/eighteen\\_survey/](https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/eighteen_survey/)

# 憲法の「三原則」が読み取れたか

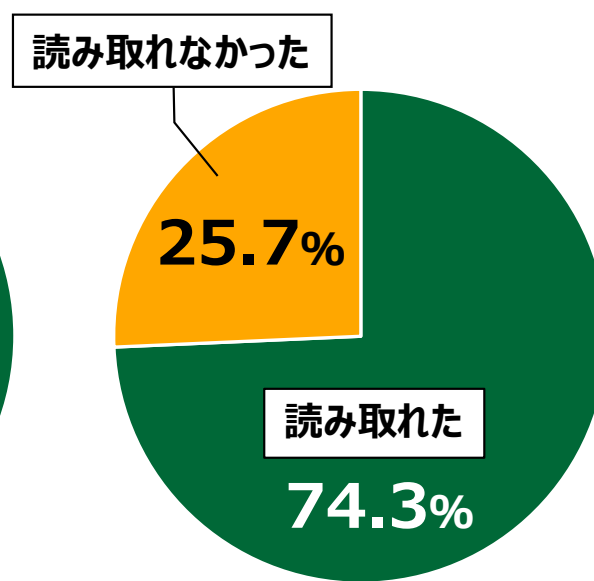
「読み取れた」という回答は、「国民主権」は78.9%、「基本的人権の尊重」は74.3%、「平和主義」は78.6%。

Q 憲法前文から憲法の「三原則」が読み取れましたか。(n=1000)

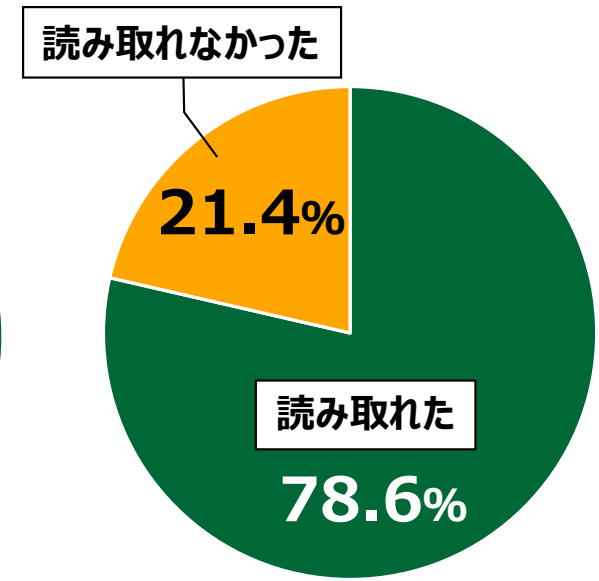
国民主権



基本的人権の尊重



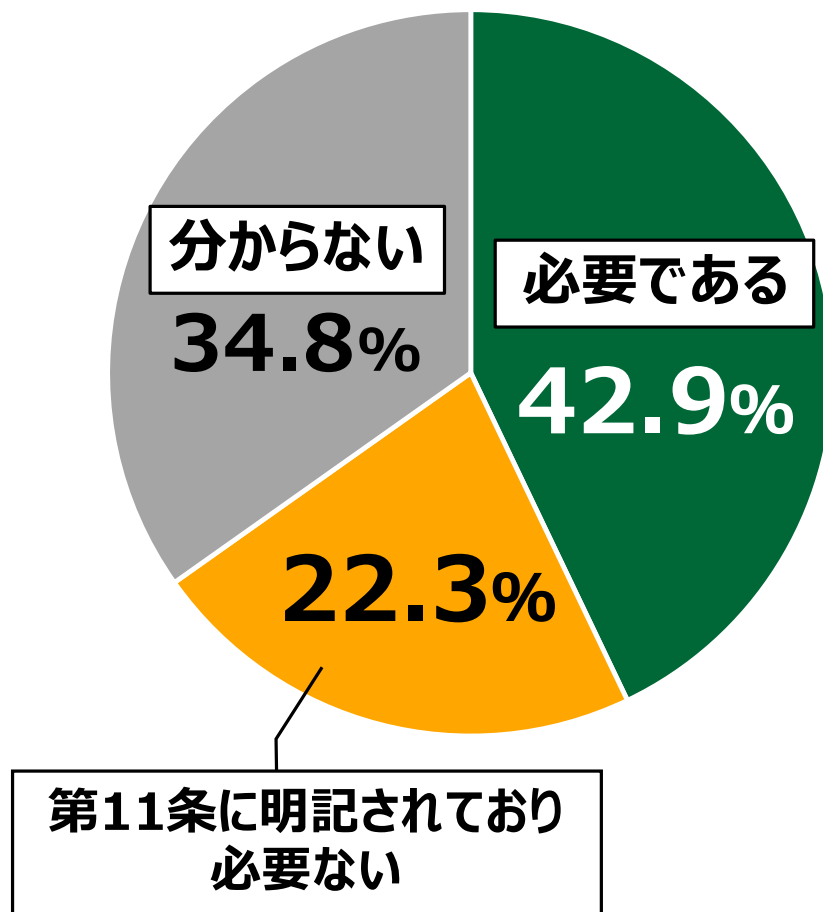
平和主義



# 「基本的人権の尊重」の言葉を前文に明記すべきか

「必要である」が42.9%で「第11条に明記されており必要ない」(22.3%)を上回る。

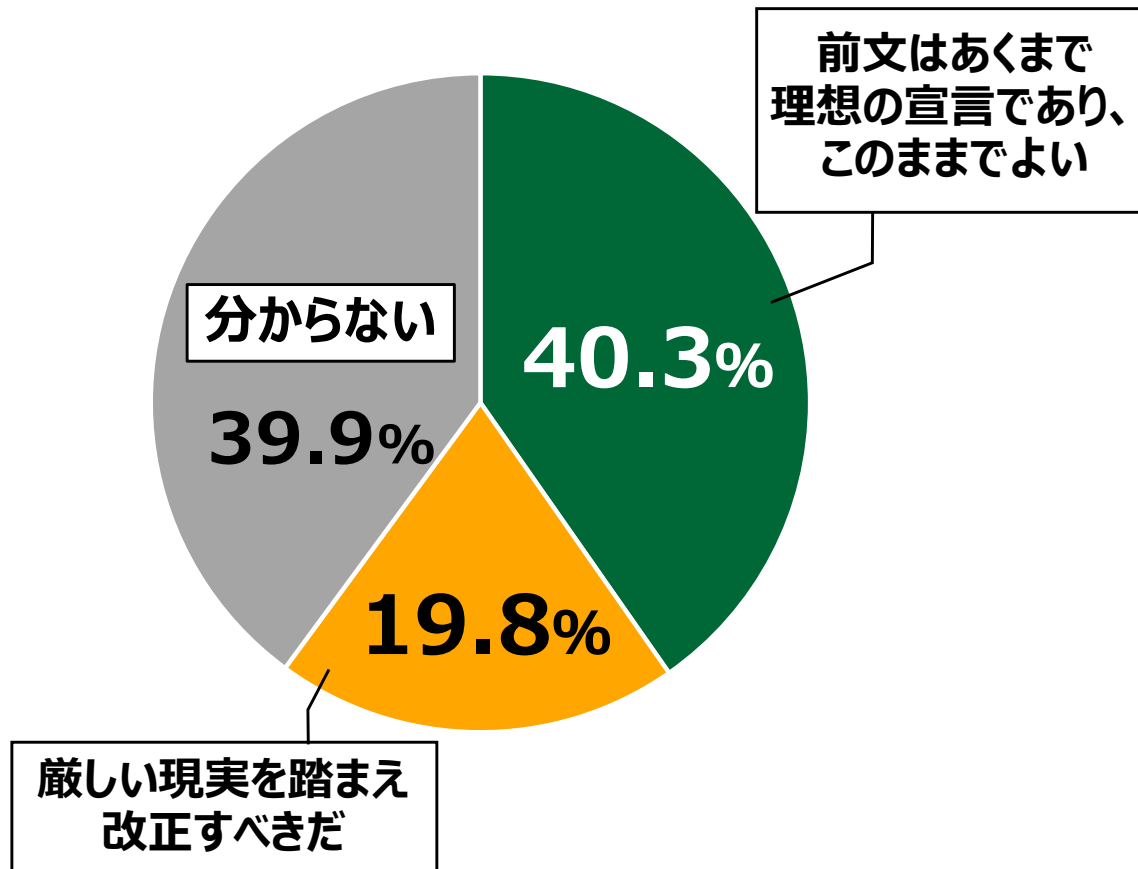
- Q 三原則のうち「基本的人権の尊重」の言葉は前文に明記されていません。  
基本原則である以上、前文にも明記すべきだとする意見があります。どう思いますか。(n=1000)



# 憲法前文は手直しが必要か

「前文はあくまで理想の宣言であり、このままでよい」が40.3%。「厳しい現実を踏まえ改正すべきだ」（19.8%）を上回る。

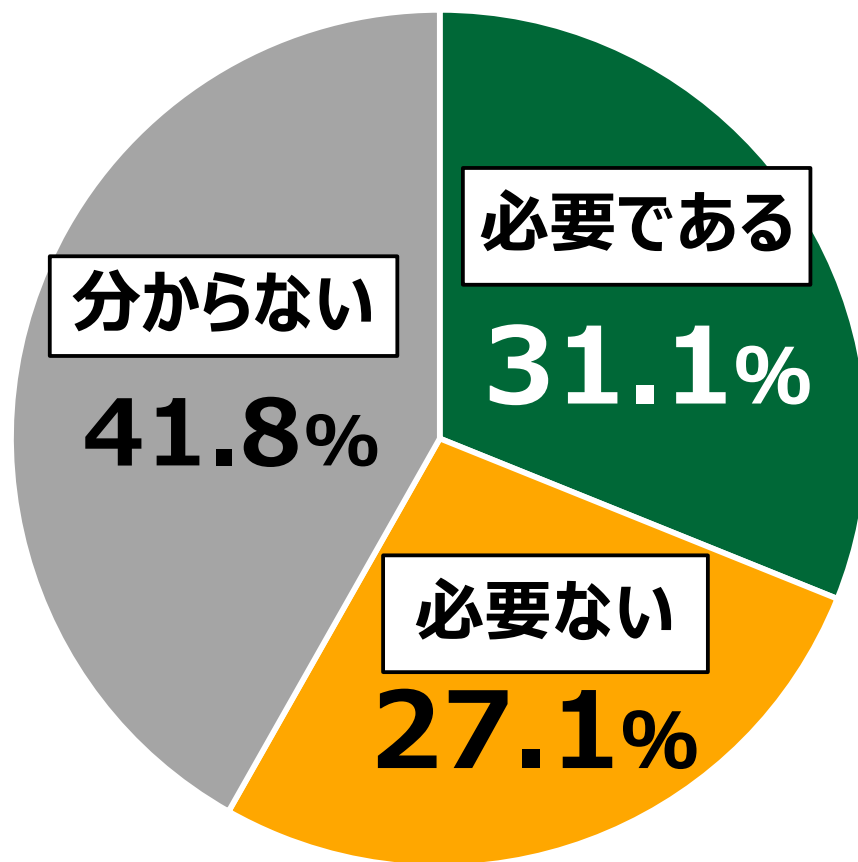
- Q 前文に書かれた理念を巡っては、いくつかの議論があります。  
例えば第2段落にある「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会」の表現は紛争が続く国際社会の歴史・現状と合わない、といった類です。どう思いますか。（n=1000）



# 固有の価値としての歴史・伝統・文化等を前文に明記すべきか

「必要である」が31.1%、「必要ない」が27.1%。「分からない」という回答が最も多く41.8%。

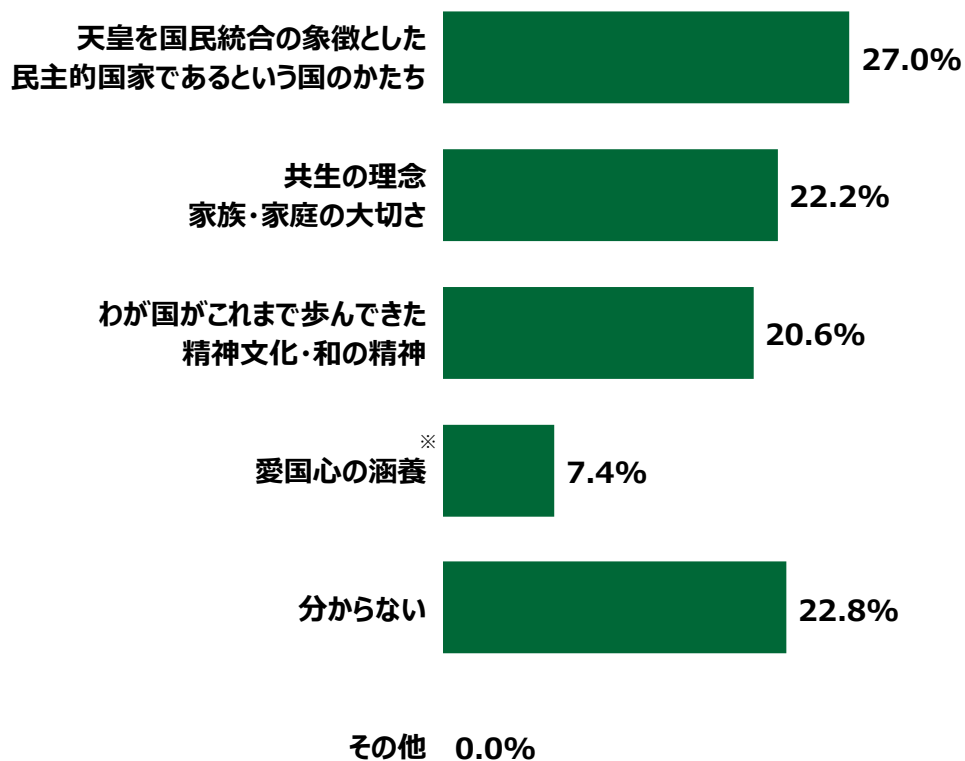
Q 憲法前文に、わが国固有の価値としての歴史・伝統・文化等を明記すべきという意見があります。どう思いますか。  
(n=1000)



# 憲法前文に明記すべき項目

「天皇を国民統合の象徴とした民主的国家であるという国のかたち」(27.0%)が最多。次いで、「共生の理念 家族・家庭の大切さ」(22.2%)。「分からない」と回答した人は22.8%。

- 「憲法前文に、わが国固有の価値としての歴史・伝統・文化等を明記すべき」回答者
- Q 憲法前文に明記すべき、わが国固有の価値としての歴史・伝統・文化等について、平成25年5月の衆議院憲法調査会事務局の参考資料は以下のような項目を挙げています。相応しいと思うものがあれば選んでください。(単一回答) (n=311)



※涵養(かんよう)：自然に染み込むように養成すること